一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十六条、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十八条、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十条又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条第一項に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。

二　兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

三　兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。

四　正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（部外診療の承認の申請）

第三条　部外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　矯正医官の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級

二　矯正医官の正規の勤務時間

三　部外診療先及びその職名

四　部外診療先における勤務時間、勤務の内容及び部外診療の予定期間

五　矯正医官がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容

六　矯正医官が報酬を得て、部外診療を行う場合には、その金額

七　部外診療を必要とする理由

八　その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条　法務大臣は、矯正医官の部外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一　部外診療を承認した年月日

二　矯正医官の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級

三　部外診療先及びその職名

四　部外診療の予定期間

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第三十一条の施行に伴い、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第七十六号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年十一月二日

金融庁長官　森　信親

第五条の表銀行代理業者の欄中「スタンダードチャータードバンク　イタウ・ウニバンコ・エッセ・アー」を「株式会社ＳＭＢＣ信託銀行」に改める。

○金融庁財務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二日

金融庁長官　森　信親

法務大臣　岩城　光英

財務大臣　麻生　太郎

「ノルドドイチェ　ランデスバンク　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　フィンデルエスエー　七エメ」を「ノルド　エルビー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　フィンデルロ　ルグ　エスエー　カバード　ボー　エエメ　七ンド　バンク　ルー　ロ」に、「イーエフジー　バンク　アーゲ　スイス連邦　チューリッヒ市　バーンホフシュトラッセ　十六」を「イーエフジー　バンク　アーゲ　スイス連邦　チューリッヒ市　ブライヒャーヴェーク　八」に改め、スタンダードチャータード　バンクの項の次に次のように加える。

グローブセトル　エスエー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　アブランシュ　ブールヴァール　十六

○総務省告示第三百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二日

総務大臣　山本　早苗

政党

政治団体の名称	異動事項	異動年月日
次世代の党	代表者の氏名　新　和田　政宗	二七、九、二五
	代表者の氏名　旧　平沼　赳夫	二七、一〇、一
	代表者の氏名　中山　恭子	和田　政宗

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一五八〇	坂口季久夫	一五八二	二七、九、二〇

○法務省告示第五百四十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年十一月二日

法務大臣　岩城　光英

東京法務局所属　小池　勝雅

名古屋法務局所属　久保　豊

松江地方法務局所属　菊間　徹

○法務省告示第五百四十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年十一月二日

法務大臣　岩城　光英

住所　宮崎県延岡市土々呂町２丁目674番地74
辛博義　昭和62年４月18日生

辛紗姫　昭和63年４月９日生

住所　宮崎県延岡市大貫町４丁目2557番地１
辛龍太郎　平成３年２月12日生